

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第五節 全港湾の争議

一、闘争の問題点

第一に組織問題である。一般に港湾労働者とは、貨物が貨車から卸されて沿岸倉庫や本船内に横付けられ、または船内より揚卸された積荷が倉庫に搬入、また倉庫より搬出されるまでに必要とする労務の提供者をいい、職種別には、船内仲仕(沖仲仕)、沿岸仲仕、倉人夫、石炭人夫、舢舨仲仕、通船・曳船船夫、検数員などがある。これらのほとんどが特別な技術を必要としないために日雇または臨時の人夫として採用されるものが多く、このため港湾労働者、とくに日本のその組織化は極めて困難であるとされていた。それでも地方港にあっては農村に家庭をもつ出稼ぎが多いため、組織方向にも一つの手係りを見出すことができるのであるが、六大港の場合はその大部分が住居すら持たぬルンペン・プロレタリアートから構成されている実情にあり、これをどう組織化するかは闘争の大前提であって、港湾労働者の諸要求の実現に当っては他の組織労働者の闘争とはまた異った意味の問題があったわけである。港湾労働者総数は六万―八万におよぶにも拘らず、全港湾の組織人員は僅か一六、〇〇〇―一七、〇〇〇を数えるに過ぎないというのも、組合の組織力だけを以てしては如何ともし難いことを感じさせる。全港湾労組が、「港湾労働法」の制定を提唱し、国家の力によって前近代的な港湾産業の実態ならびに雇傭関係の改革を政府ならびに各方面に訴えるに至ったのも故なしとしない。昨年(1952)の港湾産業防衛ならびに統一団体協約締結闘争が十分な成果をあげられなかったことは、すでに本年鑑二四集に述べたとおりであるが、今年度の輝く成果の上に立ってもなお統一協約は未解決に残され、「近代資本主義の捨子として取残された港湾産業の悲惨な状態」に対し立法規置による強力な施策を要望したことは注目される。

第二に港湾産業防衛上の要求である。この要求は広汎な経済的諸要求のうちに含まれているほか、日本海・北海道側の荷役確保の要求から生れた対中ソ貿易の再開の政治的要求、国家による浮游機雷からの安全保障などの要求も加えられている。港湾産業自体の立遅れの問題はここにも日本経済再建と関連して取上げられ、港湾会社の資本内容の公開にはじまる、中小企業としての港湾産業の危機打開要求は、切実な労働者自身の要求と一致しており、当初の荷物よこせの要求は、ここではすでに政治的諸要求にまで高まっている。

第三の特徴は、この年の港湾労働者の闘争が、反戦・独立の闘いとしての性格をもっていたことである。「経済闘争といえども、これを貫徹するためには軍需用積荷をもストップさせざるをえない」とする素朴な考え方があるいは大多数の考え方であったかも知れない。だが結果的にはどうであったか。港湾労働者が最初の闘争に立上ってからわずか二年の間に、公益事業としての禁止を無視して全国的なストライキの波を起し、ついで朝鮮戦争下の禁止命令から六ヵ月もたたないうちに軍需物

資の輸送にまで重大な影響を与える闘争をするにいたった。最初の意図はともあれ、「民族の独立と平和を守れ」というスローガンはここにおいて実地の要求となって現れた。この闘争に至って港湾争議は全労働者の尖端を行く高度な政治的闘争としての性格すら併せもったといえることができる。

二、阪神名ストの勝利まで

この年の港湾争議のはしりともいべき越年闘争は、京浜支部の無期限ストによる要求金額獲得という成果をあげて、まず年頭をかざった。すなわち越年資金手取五、〇〇〇円、生活補給金一、五〇〇円を横浜回漕協会宛に要求した京浜支部の越年闘争は一九五〇年一月一七日交渉が決裂し、一八日午前六時から軍用艇をのぞく三二二隻の艇は二四時間ストに突入した、ついで一九日からは無期限ストに切換え、二一日朝全要求貫徹による調印まで丸四日間ストは継続し、この間ストから除かれたアーミー・カーゴ（軍用船荷）に従事する労働者にも大きな影響を与えたこと、折からの労働強化にあつてストが組合員に休息を与える結果をもたらしたなどの効果があつたといわれる。同月二八日、東京支部も一五時間のストライキで同じく手取五、〇〇〇円の越年資金を獲得、またこれらの協定において要求内容として同時にもりこまれた生活補給金については「来春早々誠意をもって協議する」と翌年早々の闘争の手がかりとして留保されることが確認された。

さて一九五一年二月、全港湾労組第四回中央委員会は当面の賃上げ闘争の進め方をつぎのようにきめ、二月二日付で「生活権の確保と港湾運送業の再建を達成するため」の要求額を各地区本部に指令した。

- 一、要求額は昭和二三年六月要求した体系による賃金の最低二割増とする。
- 二、二割の増額分は二等分してこれを夫々本人給と能力給とに繰入れる。但し地方の実状によって右割振りが不可能な場合にはその率を若干変更することは止むを得ない。
- 三、要求賃金の地区別は四段階とする。
- 四、要求書は二月一〇日より三月一〇日までの間に提出する。
- 五、交渉および斗争の主体は地方本部とする。中央本部はこれら斗争の全体的な指導に当る。
- 六、退職金斗争は地方の実状に応じ賃金斗争に結びつけて闘う。

要求額

一、賃金体系

賃金――基準内賃金――生活保障給――本人給
――家族給
――能力給
――年功給
――基準外賃金

二、要求額

体系項目別	地区別				
	A地区	B地区	C地区	D地区	
生活保障給	本人給	7,200	6,300	5,410	4,625
	家族給	1,800	1,600	1,400	1,200
能力給	5,400	4,700	4,110	3,475	
計	14,400	12,600	10,920	9,300	
年功給	勤続給一カ年につき月額一〇〇円				
基準外	支部または分会に於て協定する。				
(備考)					

一、家族給の内訳

	A地区	B地区	C地区	D地区
一人目	900円	800円	700円	600円
二人目	500円	450円	400円	350円
三人目	400円	350円	300円	250円

二、家族第四人目以上は支部または分会において協定する。

三、能力給は平均値にして最高最低の操作は支部または分会において協定する。

要求の基本

- 一、一日の労働時間拘束八時間を基礎とする。
- 二、月間稼働日数を二五日とする。
- 三、本要求額は税込とする。

この決定にしたがってまず大阪地方の賃上げ闘争がストへと発展し、この闘いの口火をきった。三月一七、一八日、船運、石運両支部がスト決議を打ってから大阪地方は全面的に実力行使の気運がひろまった。三月三〇日港運・富島分会が無期限ストに入るや、各分会こぞって一斉ストに突入の態勢をとり、四月一日には船運支部が無期限ストに入り、八日からは船舶、港運、石運の各支部が日雇労働者を含めてストに入ることとなった。第一波のスト突入後の四日大阪地方本部は各労組、民主団体に対し「平和と再軍備反対の全面講和の闘いの一環として」の今回の闘争にさいし共同闘争を申入れる旨のアピールを発し、かの歴史的な闘争宣言とともに今期闘争の意味を内外に訴えた。この反響は関連職場の日通、海員、倉庫などの協力となって現われた外、近辺各会社においても賃上闘争活発化の因となった。四月六日大阪地方本部の発表した闘争宣言は、これらの下からもり上った実力行使にこたえてこの闘争の性格をつぎのように明らかにした。

斗争宣言

全労働者の先頭にたつて闘いつつあるわれわれ港湾労働者の賃上げ斗争は、ただにわれわれの生活を防衛するばかりでなく、あきらかに国際帝国主義者どものたくらみ、再軍備戦争への植民地政策との闘いである。三月三〇日以来第一波としてあいついでストライキに突入したわれわれの兄弟は頑迷な業者の結束を打ちやぶって組合の要求する三割、三、六〇〇円の値上げを完全に獲得し、スト中の賃金を承認せしめて続々解除しつつある。さらに四月八日から第二波無期限に突入する船舶荷役、石運支部の兄弟は関係権力を利用して反撃せんとする業者の悪らつな陥策をけて不動の態勢にある。今こそわれわれは闘いの中から敵の姿を明瞭につかんだ。われわれはわれわれの要求する三割の値上げをビター一文も譲歩しない。われわれは全世界の階級的労働者と提携し、平和を闘い、世界の港湾労働者のかげやかな歴史とほこりとをいささかも傷つけないであろう。植民地政策の圧政に呻吟する全日本の兄弟諸君の奮起を要望し、その前衛たらんとするわれわれ港湾労働者の決意を表明する。

一九五一年四月六日

全港湾大阪地方本部

斗争委員長 山戸美作

四月七日船運支部が全面的に三割賃上げを獲得したのを始めとして、港運が同日夜海運局の再斡旋で妥結、石運および船舶がそれぞれ九日には要求をほぼ獲得し、賃上げに関する限り、ほとんどが要求額をかちとるという大きな成果をおさめたばかりでなく、この大阪の闘いが同じような職場に働く全国の港湾労働者に強い影響を与え、四月一二日には早くも神戸でストを決行したほか、名古屋、東京北海道、五月は門司とストの波は全国的な闘争へと発展し、全港湾はしまつて以来のものとなった。

神戸支部では六日から一二日までの間に傘下六〇の全分会が大会をひらいてストを決議、一二日の支部大会で確認、同日午後三時には全神戸支部が一斉に時間外ストに入った。一三日四八時間スト、引続き一五日からは無期限ストに入り、一八日には外船二三隻、国内船二六隻が停止するという神戸港内のまひ状態をもたらすに至った。ここ神戸港の特色として、組合側は個々の妥結を避け、支部の団結による統一要求をかちとることを目標としたため、一部業者による賃上承認や妥協案に対してはこれを廃しあくまでストを続けた。この結果、一九日に至って要求は全国的にみとめられる所となり、ストライキは十分の効果を収めて完遂された。

つづく名古屋支部の闘争は四月一五日の無期限ストにその火蓋を切った。名古屋の場合は昨年来もちこされた退職金制度についての交渉に加えて、三月一日賃金二割増の要求を行い、両者の同時解決をねらった。この間大阪ストの勝利もあって、四月一二日賃上については一応の妥結を見た。しかし退職金関係は交渉が決裂しストに入るに至ったものである。一五日の在港船二〇隻(内米船一、デンマーク船一、英船二、オランダ船二)の積荷である石炭、セメント、外米、外麦などの荷役は一切中止され、この中数隻は予定の積荷を放棄して出港するを余儀なくされた。また四日市支部の「名古屋からの回航船の荷役を一切拒否する」との共闘態勢に、戦後最大の大量綿花を積んだ米船マレニ一号など七隻は四日市に揚地を変更して入港せんとし、四日市沖に立往生す

るというような事態も生れた。このストで停船状態に陥った外国船は一三隻におよんだがその中の一隻米船シーモニター号の乗組員、スチーヴ、ベネッシュ両氏は、一八日闘争中の名古屋闘争委員会を訪れ、「私もかつては港湾労働者としてむずかしい港湾ストを闘いました、六ヵ月間スープだけで闘ったこともある。色々と困難はあろうが勝利は必ず諸君の手に帰するから、どうか最善をつくして闘って下さい」と交々激励の言葉をのべ、三、〇〇〇円の闘争資金まで置いていった。この事によっても闘争の国際的意義がうかがい知れるのであるが、さて名古屋においても組合は勝利をおさめ、一九日、県労働部、地労委、海運局の斡旋で妥結するに至った。ではこれらの闘争のもつ意義については、これをどう評価すべきであろうか。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
